

平成22年度 政府予算編成
及び施策の策定に関する

要 望 書

(平成21年6月)

和歌山県町村会

平成22年度 政府予算編成 及び施策の策定に関する要望

平素は、県内町村の自治振興の発展につきまして、格別のご高配とご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、町村においては、過疎化・少子高齢化社会への対応や防災対策、社会基盤の整備等々、解決すべき課題が山積していますが、知恵と工夫を凝らしながら様々な施策を展開しているところです。

このような中で、我々町村は、行政体制の整備や健全で節度ある財政基盤の充実強化に努めておりますが、なお多くの課題に直面しています。

つきましては、平成22年度の政府予算編成及び施策の策定における重点要望項目を取りまとめましたので、その実現につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年6月

和歌山県町村会

会 長 中 山 正 隆

目 次

1	地方分権の推進及び町村財政基盤の強化.....	1
2	道路の整備促進.....	2
3	地震・津波等の自然災害対策の強化.....	6
4	生活環境の整備促進及び環境保全対策.....	7
5	社会福祉対策の充実.....	8
6	農林水産対策の充実.....	1 2
7	情報基盤整備の促進.....	1 4
8	関西国際空港関連の整備.....	1 5
9	森林環境税（仮称）の創設.....	1 6
1 0	新たな過疎対策について.....	1 7
1 1	住環境整備事業の推進.....	1 9

1 地方分権の推進 及び町村財政基盤の強化

地方分権型社会の本格的な構築が求められるなか、町村は住民の暮らしに必要な公共サービスを効率的・効果的に提供し、活力ある地域づくりを形成する必要がある。

よって、真の地方自治確立のため、町村が責任を持って行財政運営ができるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1．分権改革の推進

(1) 地方分権改革の推進にあたっては、国と地方の役割分担を整理し、一体的な権限・事務・財源・人材の移譲を図られたい。

(2) 今後一層の事務・権限の移譲を行うにあたっては、町村の意見を十分に踏まえたものとされたい。

2．地方税源の充実強化

町村の自主財源を安定的に確保するため、税源の偏在性が少ない税目において地方税体系の構築を行われたい。

3．地方交付税の充実強化

町村の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保されたい。また、町村の需要を適切に反映するよう財政調整と財政保障の両機能を堅持されたい。

4．町村においては、過疎化・少子高齢化に伴い不用となった学校及び公営住宅等の公共施設が多数あり、防犯上においても問題となっている。

については、町村が所有する公共施設の取り壊し費用に対する財政措置を講じられたい。

2 道路の整備促進

本県の道路整備は全国水準に比べて著しく立ち遅れている状況であり、また、大規模災害に備えた緊急輸送路の確保や観光産業振興等のためには道路整備が喫緊の課題であるため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1．道路整備事業費の十分な確保

地方が真に必要としている道路整備を計画的に進めていくため、国及び地方の道路整備事業費を十分に確保するとともに、幹線道路ネットワークの整備が遅れている地域に対して、優先的に予算を配分すること。

2．近畿自動車道紀勢線等の早期整備

近畿自動車道紀勢線は、地域の活性化や安全・安心なまちづくりを進めるためにも重要な道路であるので、次の事項の早期実現を図られたい。

(1) 海南市～有田川町間 4車線化工事の早期完成

(2) 有田川町～御坊市間 4車線化の整備計画の早期策定と速やかな事業化

(3) 川辺ICのフルインターチェンジ化

高速道路紀南延伸化の進行に伴い交通渋滞が予想され、また、フルインターチェンジ化するための用地買収も完了しているので早期実現を図られたい。

(4) 田辺市～すさみ町間の早期完成

(5) 周参見地区内の「すさみ西インターチェンジ（仮称）の設置」

(6) すさみ町～那智勝浦町間の調査事業の促進並びに緊急性の高い区間からの早期着工

(7) 那智勝浦道路（那智勝浦インター～太地インター（仮称）区間）の事業推進

3．京奈和自動車道の整備

京奈和自動車道は、京都・奈良・和歌山を結ぶ関西地域の外郭環状を形成するとともに、太平洋新国土軸の一部となる重要な道路であるので早期整備を図られたい。

(1) 紀北東道路の事業推進

(2) 紀北西道路の事業推進

4．東海南海連絡道の早期実現

紀伊半島地域の発展に大きな役割を果たす東海南海連絡道の早期実現を図るため、地域高規格道路としての計画路線に指定するとともに早期に事業着手されたい。

5．五條新宮道路の建設促進

地域高規格道路の五條新宮道路は、紀伊半島の地域振興を図るうえで、重要な縦貫道路となるため、その建設を促進されたい。

6．国道の早期整備促進等

(1) 第二阪和国道の事業促進

和歌山北バイパスの早期完成

和歌山岬道路の事業推進

(2) 国道42号

冷水拡幅及び有田海南道路の事業推進

上富田町岩崎地区から田辺市元町へのバイパス道路の建設

串本町古田～古座駅裏～姫川経由～串本町大水崎間の越波対策としてのバイパス化
那智勝浦町湯川地区及び宇久井地区の歩道の早期整備

(3) 国道 1 6 9 号

国土交通省直轄代行事業「奥瀬道路（期）」の事業推進
新宮市熊野川町、北山村の未改良区間の早期改良

(4) 国道 3 7 0 号

紀美野町地内について

1. 小畑～下佐々間の早期完成
2. 新宮橋～大角平成大橋間（1.7 km）バイパスルート
の早期完成
3. 大角平成大橋～赤木地区（2.5 km）までの事業採択
4. 小西～毛原上間の早期完成

(5) 国道 3 7 1 号

橋本バイパス（橋本市～河内長野市間）の早期完成
橋本市（紀ノ川左岸）～高野町～かつらぎ町花園間の改良促進

古座川町～串本町大水崎間のバイパス計画

古座川町^{へいざ}平田～三尾川橋間及び大川～佐田間の早期整備

(6) 国道 4 2 4 号

南部川谷拡幅（西本庄～嶋之瀬）及び初湯川～熊野川間の早期完成

みなべ町清川地区改良計画と新規採択

修理川バイパスの早期完成及び有田川町吉田～彦ヶ瀬間の整備促進

(7) 国道 4 2 5 号

王子川谷拡幅（印南原～塩屋）の早期完成

切目川バイパス（上洞～田ノ垣内）の事業促進

川又地内未改良区間の新規採択
福井バイパス（北野～上八平）の早期完成

(8) 国道480号

鍋谷峠道路（府県間トンネル）の国直轄代行による事業
推進

高野町花坂～大門間の改良推進

高野山バイパスの早期事業化

有田川町井谷～花園間の狭隘屈曲箇所解消及び安諦バ
イパスの早期事業化

有田川町岩野河バイパスの早期完成及び金屋～長谷川間
の早期事業化

3 地震・津波等の自然災害対策の強化

地震・津波等の自然災害に対し、各地域において充実した防災対策の強化を図るため、次の事項を実現されたい。

- 1．大規模地震に備え、防災拠点となる施設や公的施設の耐震化の促進を図られたい。
特に、国庫補助対象範囲の拡大と、建築単価の引き上げを検討されたい。
- 2．緊急輸送道路の整備及び津波対策を目的とした河川・海岸・港湾事業の充実を図られたい。
- 3．地震・津波に関する調査・観測体制の一層の強化を図られたい。

4 生活環境の整備促進及び環境保全対策

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策及び環境保全対策を強力に実施する必要があるため、次の事項について配慮されたい。

1．下水道事業の整備促進

著しく整備が遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するため、地方債・地方交付税による財政措置を充実強化されたい。

2．不法投棄の防止

(1) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導されたい。

(2) 「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）において、リサイクルに係る費用を販売価格に含めることを検討されたい。

(3) 道路上における不法投棄物の回収及び不法投棄抑制に向けた環境維持パトロール等の実施に対する支援を図られたい。

5 社会福祉対策の充実

高齢者や障がい者等が安心して生活するためには、福祉サービスの充実が重要であるため、次の事項について配慮されたい。

1. 介護保険制度の円滑な実施

高齢化社会が急速に進展するなか、町村は介護保険制度の健全な運営に鋭意取り組んでいるところである。

については、本制度をより充実したものとするため、次の事項について適切な措置を講じられたい。

(1) 要介護認定

介護認定事務等を広域で処理している一部事務組合等に対し、財政的・人的支援措置を講じられたい。

(2) 介護保険事業運営の適正化

介護保険財政の健全な運営のため、町村の財政負担及び事務負担については、十分な財政措置を講じられたい。介護労働者の人材不足解消を図るため、介護労働者に対する介護報酬、労働条件等を改善するとともに、保険料に及ぼす影響について十分配慮されたい。

介護保険給付費の国の負担25%のうち5%が調整財源とされているが、調整財源については25%の別枠とされたい。

国の施策として実施されている療養病床の再編に当たっては、地域医療の実態を踏まえたうえ、財政面も含めた必要な支援措置を講じられたい。

介護保険制度の見直しに当たっては、町村の意見を十分踏まえたうえ実施されたい。また、これに伴って生ずる電算システムの導入、改修等の経費及び周知期間についても、配慮されたい。

町村では、家族介護に依存する度合いが高いので、家族介護支援事業の強化及び現金給付制度の創設等、支援措置の拡充を図られたい。

2．認知症高齢者対策の充実

(1) デイサービスセンター及びショートステイなどの整備促進を図られたい。

(2) 「認知症高齢者の見守り」「高齢者虐待防止ネットワーク」等地域のネットワーク構築にあたり、警察及び関係機関等の積極的な協力体制を構築されたい。

3．障がい者対策の推進

(1) 障害者自立支援法施行に伴う地域生活支援事業について、事業の円滑な運用を図るため、財政支援をはじめ適切な措置を講じられたい。

(2) 障がい者の働く場と居住の場の確保

障害者自立支援法の施行に伴い、障がい者の働く場や居住の場の確保はますます重要となっている。特に、町村の障害者福祉計画に基づく障がい者の退院促進事業が円滑に進められるためには、障がい者の働く場の確保とともに、グループホーム・ケアホームの建設等の基盤整備が必要であるので、十分な財政措置を講じられたい。

4．長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の適切な運営

(1) 長寿医療制度の運用改善に当たっては、制度設計を行った国の責任において実施し、町村等に負担を転嫁することのないよう、また、十分な準備期間を確保し現場に混乱を招かぬようにするとともに、これに伴う周知・広報等についても支援されたい。

(2) 長寿医療制度は、都道府県単位で広域連合により運営されているが、その運営主体を都道府県とすることや、都道府県も広域連合の構成団体とするなど、都道府県の責任を明確にし、市町村との役割を分担すること。

(3) 国においては、国民皆保険制度を安定的で持続可能なものとするため、保険者の再編・統合を積極的に推し進め、最終的には、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。

5. 特定健康診査・特定保健指導への財政支援

(1) 特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施を図るため、医師、保健師・管理栄養士の十分な確保と必要な財政支援を講じられたい。

(2) 特定健康診査・特定保健指導の実施率に係る後期高齢者医療支援金の減算・加算措置を廃止されたい。

(3) 町村が現場の実態に即し、独自に実施している特定健康診査費用の減額措置と特定保健指導費用の無料化に対し費用負担の見直しを図られたい。

6. 医師確保対策の推進

医師の地域偏在及び特定診療科偏在などにより、地方の医師不足が深刻化しており、特に条件不利地域の医師確保がきわめて困難な状況にあるため、自治体病院をはじめとする地域医療機関における医師確保に関する抜本的な措置を講じられたい。

また、小児科・産科等の医師確保については、国が進める緊急医師確保対策の充実・強化を図り、実効性のある制度とされたい。

7. 新型インフルエンザ対策の推進

(1) 新型インフルエンザ対策は、国家的な危機管理の問題として、国が強いリーダーシップを持って対応するとともに、国民に対する的確かつ迅速な情報の提供及び周知に努められたい。

(2) 町村や医療機関等が行う新型インフルエンザ対策に要する費用について、十分な財政措置を講じられたい。

8 . 総合的な少子化対策の推進

我が国では、急速な少子化が進行し、特に、本県の山村・過疎地域においては、少子化・高齢化の進行が著しく、定住人口の減少等山村の維持・存立自体が懸念されている。

このような状況において、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、育成される社会の形成に資するため、総合的な少子化対策を推進されたい。

6 農林水産対策の充実

本県においては、一次産業が基幹産業であり、農林水産業の充実と発展を図るため、次の事項について配慮されたい。

1 . 国内産農林水産物の消費拡大対策の推進

今、本県の主要作物である果樹、野菜、花きをはじめ、国産材、魚介類の農林水産物は、グローバル化による生産者価格が低迷するなか、急激な金融経済不況の影響を受け、農林水産経営と地域経済にとって大きな打撃となっている。

また、近年の消費者の食に対する安全・安心への関心が高まるなか、高品質食料品を生産し、省力・低コスト化等により、産地強化に努めているところであるが、本県農林水産業のさらなる活性化と地域経済の維持発展を図るため、国内農林水産物の消費拡大対策を、今後も引き続き強力に推進されたい。

2 . 中山間地域等条件不利地域の支援

高齢化が進行している中山間地域においては、条件不利地域であることから、後継者不足や遊休地の増加などが深刻な問題となっている。耕作放棄の発生を防止し就農環境改善のため、平成22年度以降も「中山間地域等直接支払制度」を継続されたい。

3 . 林業・木材産業による雇用創出

近年、地球温暖化防止を図る二酸化炭素吸収源対策として、森林整備の重要性が高まっているなか、国においては、林業木材産業を新たな雇用創出の受け皿として、森林所有者の経営意欲を創出するための経営対策の推進、需給変化に対応した木材産業構造の確立と国産材の需要拡大、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する支援の強化等、積極的な対策を図られたい。

また、伐採放置林の整備に対する補助制度の地元負担の軽減

や定額助成方式の事業継続と予算枠の拡大を図るとともに間伐材の搬出利用が容易にできるよう、作業道整備や機械体制整備を推進されたい。

4．鳥獣被害防止対策の着実な推進

野生鳥獣による被害が山村地域の農林漁業や住民生活、自然生態系に深刻な影響を及ぼしているため、新たに制定された「鳥獣被害防止特措法」に基づき町村が対策に主体的に取り組むことができるよう引き続き必要な財政措置を講じるとともに、鳥獣対策の技術開発・普及、専門家の育成等を推進されたい。

また、広葉樹林の植栽や里山の整備など野生鳥獣の生息環境や人との棲み分けに配慮した森林づくりを推進されたい。

7 情報基盤整備の促進

県内各町村においては、多様化する行政サービスの提供と効率化のため情報化施策に積極的に取り組んでいる。

また、地域住民においても、情報化への意識も高まるなか、情報化社会に対応した地域における情報格差の是正等、情報基盤整備が緊急課題となっているので、次の事項について配慮されたい。

- 1．安価なインターネットへの常時接続、高速通信網の整備促進のため、民間業者に対しサービスエリアの拡充を働きかけられたい。
また、民間業者によるサービス等の展開が期待できない地域での町村の取り組みに対する支援の拡充を図られたい。
- 2．過疎地域等の条件不利地域における携帯電話不感地区の早期解消とラジオの難聴対策について、早期整備を図られたい。
- 3．国の施策として実施される地上デジタル放送化は、国の責任において受信施設の整備を行うべきであり、実施日までにデジタル化困難地域を解消されたい。

8 関西国際空港関連の整備

関西国際空港は、関西圏の経済発展にとって大きな役割を担っているため、アジアにおける24時間稼働のハブ空港としての位置づけを明確にするとともに、その利便性を向上するため、下記事項について、適切な措置を講じられたい。

1. 乗り入れ便数の大幅な確保

国内線については、さらに路線・便数を拡充するとともに乗り継ぎ便等、より利便性の高いダイヤ設定を図られたい。

また、国際線については、海外の多数の都市とを結ぶ路線の形成と便数を拡充されたい。

2. 空港への交通体系の整備

(1) 和歌山方面から関西国際空港への直通列車の運行と町村の観光地を結ぶバス路線の創設等、交通体系の整備を関係機関に要請されたい。

(2) 特急くろしお号等の全ての特急列車の日根野駅停車を実施するよう図られたい。

9 森林環境税(仮称)の創設

森林・山村地域の多い町村は、自然と共存しながら食料や水の供給、国土の保全、地球温暖化の防止といった森林の持つ公益的機能の維持に努めており、国民経済、国民生活に大きく寄与しているところである。

しかしながら、過疎化と高齢化が一層進んでいる現状では、このまま山村集落を維持し、森林等の保育・管理を行っていくことは極めて困難な状況にある。

よって、山村地域の町村が森林等を保全するための財源確保策として、水(飲料水、工業用水及び水力発電)や二酸化炭素排出源(化石燃料)等を課税客体とした森林の持つ公益的機能に対する国税「森林環境税(仮称)」を創設し、森林面積等に応じて各自治体に配分されたい。

10 新たな過疎対策について

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が失効する平成22年4月以降においても引き続き総合的な対策を講じるため、次の事項を実現されたい。

1．新たな立法措置

過疎地域の振興は国家的な課題として取り組む必要があり、国民的な合意形成のもと、時代に対応した総合的な過疎対策が展開できるよう、現行過疎法の失効に伴う新たな立法措置を講じること。

2．過疎地域の指定要件

新たな過疎法においては、現行の「人口要件」、「財政要件」に加え、森林面積、過疎集落数などを考慮し、少なくとも現行過疎地域を指定対象とされたい。

3．新たな過疎対策の充実強化

新たな立法措置を講じるにあたっては、地域の実情が十分に反映される地域指定要件とし、過疎地域の振興が図られるとともに、過疎町村の自立的、安定的な行財政運営が着実に図られるよう、地方交付税による財源保障をはじめ、過疎債の対象範囲の拡大といった過疎地域の特性に応じた多様な税財政制度を構築するなど過疎地域に対する支援策を拡充されたい。

4．集落対策の推進

少子高齢化が著しく進行し、住民相互の支えあい、公共交通機関の廃止、伝統文化の消滅など、地域社会の存続が危ぶまれている集落に対する都市との交流、人材の育成、NPO法人など多様な主体の協働による地域づくり等のソフト事業と過疎高齢化集落に焦点をあてた法整備等、積極的な支援策を講じられたい。

5 . 生活基盤の確立

交通の確保、医療の確保、教育環境の整備等、広域的な対応も含めた安心・安全のための生活基盤を確立されたい。

11 住環境整備事業の推進

住宅新築資金等貸付事業の実施町村は、地域の住環境の改善整備と住民福祉の向上に寄与してきたが、その償還事務の処理等については、町村の過重な財政負担と多大な労力を費やさなければならず、ひいては一般行政事務に支障を来している。

よって、町村が償還事務を円滑に遂行できるよう下記事項を実現されたい。

- 1 .償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、特に「未償還額と強制執行等による取立額等との差額」は、国において全額負担し、償還完了まで実施されたい。
- 2 . 実質的に返済が不可能な「本人死亡」・「行方不明」にかかる滞納債権については、全額国で措置されたい。
併せて、近年の不況を考慮して、措置対象範囲の拡大と要件の緩和を図られたい。

.